

# お知らせ

## 介護保険負担限度額の申請について

問健康福祉課 ☎(57) 4173

介護保険施設に入所すると、介護サービス費用の一部(1割～3割)を負担するほかに、居住費・食費を負担することになります。ただし、所得の低い方の居住費・食費については負担の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。

次の①から③をすべて満たす方が対象となります。

① 要介護(要支援)認定を受けており、ご利用者が所属する世帯全員が町民税非課税の方

② 配偶者が町民税非課税の方(同世帯かは問わない)

③ 預貯金等の金額が次の基準額を超えない方

【配偶者のいる方】

…合計2千万円

【配偶者のいない方】

…合計1千万円

申請に必要なもの

- ・ 申告書
- ・ 同意書
- ・ 本人と配偶者の印鑑

・ 本人と配偶者の預貯金口座残高の写し

※銀行名・支店名・口座番号・名義人と最終の残高

(申請日より2か月以内に記帳されたもの)が分かるページのコピーを、ご持参ください。

・ その他投資信託、有価証券等がある場合には、証券会社や銀行の口座残高の写し  
・ 負債がある場合は借用証明書(預貯金額等から差し引きます)

・ 金融機関への照会に対しての同意書に本人と配偶者の署名・捺印をいただきます。

### 留意点

・ 申請書類に不備があると受付できませんので、内容をよく確認して申請をしてください。

・ 認定期間は申請のあった月の初日から翌年(1月以降)の申請は同年)7月31日までです。

・ 前年度の所得申告が未申告の方は税務課にて申告を済ませてから申請をしてください。

・ 平成28年8月から課税年金(老齢年金など)の他、非課税年金(遺族年金と障害年金)

金)収入も含めて判定することになりました。

## からだスツキリ教室 知識編

問健康福祉課 ☎(57) 4171

「からだスツキリ教室」知識編は、生活習慣病の基本や予防の仕方について医師から学べる教室です。

今回のテーマは「糖尿病性腎症」です。糖尿病性腎症とは糖尿病の合併症のことです。是非お気軽にご参加ください。

日 9月4日(水) 14時～15時30分  
所 町保健センター

定 先着30名

講師 いなば内科クリニック

稲葉 利敬 先生

申 8月5日(月)～9月3日(火)

までに問い合わせ先へ来所、

または電話にて申し込み

## 計量モニター募集

問産業課 ☎(57) 4240

✉ sangyou@town.nogi.lg.jp

県では、普段皆さんが購入している食料品を一定期間、実際に計量していただくことを通じ

て、計量への関心を深めていただくことを目的とした、計量モニター事業を行っています。

今年度は野木町で実施することになりましたので、次のとおり計量モニターを募集します。

日 説明会(1時間程度を予定) 9月17日(火) 10時30分

所 役場新館大会議室

容 10月1日～31日の期間中に購入した商品のうち、調査対象商品について計量し、計量日誌に記入します。はかりは、県から貸与されます。

対 ① 野木町内に世帯を有している満20歳以上の方

② 期間中、モニター業務に従事できる方

③ 過去に計量モニターを経験が無い方

④ 説明会に参加できる方

定 先着10名

謝礼等 6千円

(説明会参加費用2千円、モニター謝金4千円)

申 8月23日(金)までに電話、又はメールで問い合わせ先へ

